

三三

明治四十二年四月一日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

号

大藏大臣 尾身兼三

別紙衆議院議院地租増徴案ノ法律ハ有ク  
之旨ノ法律ハ有ク也

明治四十二年四月一日

内閣總理大臣

裏面白紙

意見書

第五百六十六號

地租改正費償還ノ請願 東京市芝區芝公園第十七號平民會社員奥野市次郎外十一名呈出

右請願ノ要旨ハ政府ハ明治六年地租改正條例ヲ布告シ行政事務ノ一部ニ屬スル國庫ノ負擔ニ歸ス  
ヘキ土地ノ丈量費ヲ我カ三重縣民ヨリ徵收セラレタリ然ルニ此等ノ事項ハ現ニ官費ヲ以テ施行セ  
ラレタル地方モ尠カラサルカ故ニ之カ償還ノ方法ヲ講セラレタシト云フニ在リテ衆議院ハ其ノ趣  
旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候  
也

明治四十二年三月二十四日

衆議院議長 長谷場純孝



五九七二八

内閣總理大臣 侯爵 桂 太郎 殿

二

衆議院書記官長 林田 龜 太郎

